

# 第1章 計画の概要

---

## 1.1 計画策定の背景及び目的

本町の公共交通は、近隣市町の鉄道駅（東武鉄道高坂駅、北坂戸駅、坂戸駅、越生駅）を起点に運行される路線バスが運行されており、町外とのアクセスを担うとともに、町内移動に関しても主体的な役割を担っている。

これに加えて、町内全域を運行エリアとしたデマンド交通「はとタク」が運行されており、上記路線バスにおける地域内・地域間移動の役割を補完するとともに、路線バス利用圏域外の地域における貴重な公共交通手段として機能しているほか、町民の利用ニーズが高い毛呂山町の医療施設の埼玉医科大学病院や、商業施設が集積する坂戸市の入西地区など、近隣市町への生活移動も担っている。

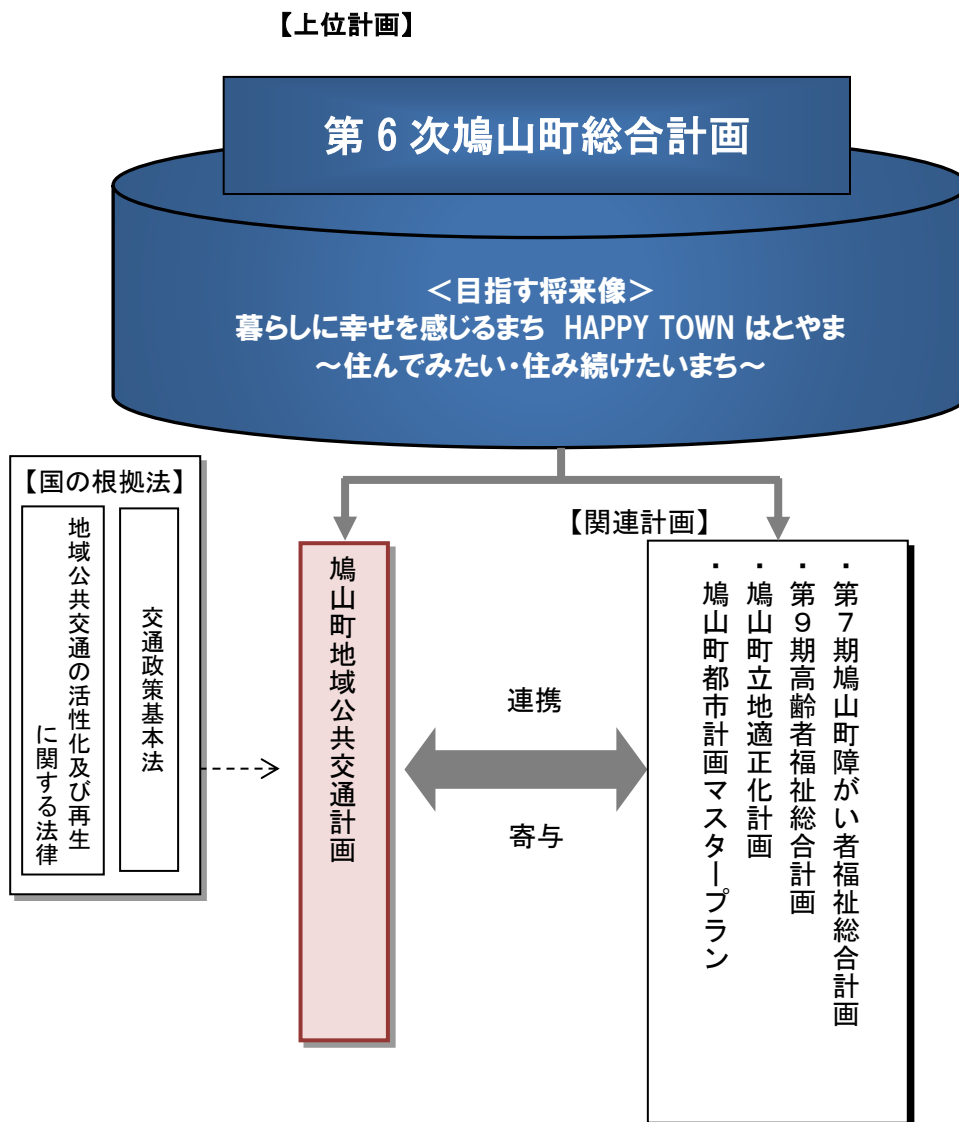
地域におけるこうした公共交通は、高齢化の進行等によりその重要性が年々増している一方、人口減少や自家用車の普及等により、利用者数の減少傾向が続き、その維持が大きな課題となっている。特に、本町においては、地域に欠かせない生活交通である路線バスが、輸送人員、収支率ともに減少傾向にあることに加えて、車両の経年劣化による修繕費や燃料費の高騰などの負担額の増大から、公共交通の維持は非常に困難な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、町行政をはじめとする交通に関わる様々な主体が相互に協力して、本町にとって持続可能かつ有効な公共交通網を形成し、公共交通サービスの維持確保を図ることを目的として、公共交通政策のマスタープランとなる「鳩山町地域公共交通計画」の策定を行う。

## 1.2 計画の位置付け

本計画は、上位計画の「第6次鳩山町総合計画」や関連計画の「鳩山町都市計画マスタープラン」などとの整合を図るとともに、地域公共交通を取り巻く課題を解決するための、公共交通政策のマスタープランとして策定する。

### ■計画の関係図



## 1.3 計画の区域

本計画の対象区域は、鳩山町全域とする。

ただし、路線バスについては基本的に他市町を結ぶ形で運行されているため、広域的なネットワークのあり方等も含めて、検討していく。

また、本計画においては、従来の公共交通サービスに加えて、自家用有償旅客運送、福祉輸送及びスクールバス等、地域にある多様な輸送資源の有効活用についても、併せて検討していく。

## 1.4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とする。

ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

### ■本計画の計画期間

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
上位計画	<b>第6次鳩山町総合計画</b> (令和4年度～令和11年度)				
主な関連計画	<b>鳩山町都市計画マスタープラン</b> (令和5年度～令和24年度)				
	<b>鳩山町立地適正化計画</b> (平成29年度～令和22年度)				
	<b>第9期高齢者福祉総合計画</b> (令和6年度～令和8年度)			<b>第10期鳩山町高齢者福祉総合計画</b> (令和9年度～令和11年度)	
	<b>第7期鳩山町障がい者福祉総合計画</b> (令和6年度～令和8年度)			<b>第8期障がい者福祉総合計画</b> (令和9年度～令和11年度)	
地域公共交通計画	<b>鳩山町地域公共交通計画</b> (令和6年度～令和10年度)				